

## 北海道総合保健医療協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本道における保健医療対策を長期的観点にたつて、総合的かつ有機的に推進し、地域保健医療の確保と道民の福祉向上を図るため、北海道総合保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域保健医療に関する重要な事項
- (2) 保健医療と福祉にかかわる重要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員45名以内で組織する。ただし、特別の事項を調査協議するため必要がある場合は、臨時委員を置くことができる。

2 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 関係機関・団体の者
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) その他必要と認められる者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

### (専門委員会)

第7条 協議会には、協議会の決定により専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門委員会の運営は、専門委員会を構成する委員が協議して行う。

(特別委員会)

第7条の2 協議会には、協議会の決定により特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 特別委員会の運営は、特別委員会を構成する委員が協議して行う。

(運営委員会)

第8条 協議会の円滑な運営を期するため、この協議会に運営委員会を置くことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、本条において準用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、北海道保健福祉部総務課において処理する。

(会長への委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和52年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

2 本協議会は、この要綱の施行の日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この要綱の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。